

令和7年度 八王子市立加住小中学校 PTA
定期総会議案書

日 時 令和7年(2025年)5月10日(土)

議 案

- 第1号議案 令和6年度 活動報告について
- 第2号議案 令和6年度 会計・監査報告について
- 第3号議案 令和7年度 役員選出の承認について
- 第4号議案 令和7年度 活動計画(案)について
- 第5号議案 令和7年度 収入支出予算(案)について
- 第6号議案 規約改正について(加住小中学校 PTA 会則)

令和6年度(2024年度)加住小中学校PTA 活動報告

月	日	行 事 名	事 業 概 要
4月	1日	4月度地区委員会	引き継ぎ資料提出、パトロール実施方法について、他
	8日	加住小中学校 入学式	会長・副会長(会長代理)来賓として参加、小学部新入生及び保護者にPTA概要説明
	13日	令和4年度第12回(4月度)本部役員会	役員会・運営委員会年間日程決め、PTA総会について、他
	17日	PTA会費集金	～18日まで、年会費¥2,500/1家庭
5月	1日	PTA総会資料アップロード	総会資料を学校HPのPTAのページに掲載
	9日	5月度地区委員会	登校方法の連絡について、パトロールについて、ピーポくんの家について、懇談会検討会について、他
	11日	PTA総会	表決受付5/3～5/12、令和4年度活動・決算報告、令和5年度活動計画・予算案、新役員承認、規約改正、他
		第1回(5月度)本部役員会	総会について、退任役員あいさつ・感謝状贈呈、加住地区パトロールについて、卒業生の進路アンケートについて、講演会について、ボランティア募集について、役員業務分担について、体育祭について、他
	25日	第2回(5月度)本部役員会	体育祭での業務分担について、他
	30日	体育祭準備	会場設営
6月	1日	体育祭	受付、安協への対応、記録写真撮影、撤収作業
	8日	第3回(6月度)本部役員会	体育祭の反省、地区懇談会検討会について、青少対会議の報告(講演会の提案)について、他
	13日	6月度地区委員会	懇談会検討会の流れ確認、再度アンケート協力依頼、他
7月	6日	地区懇談会検討会	本部役員、地区委員、校長・副校長、宮下・丹木駐在所警察官、地域団体代表者等出席、アンケートにて出された課題の共有と解決策の検討、他
	11日	7月度地区委員会	懇談会検討会のまとめ、ピーポくんの家について、パトロール実施報告について、他
	13日	第4回(7月度)本部役員会	サタデースクールについて、防災キャンプについて、夏祭りについて、セーフティー教室について、周年行事について、卒業生による進路講演会について、ベルマーク集計作業
9月	12日	9月度地区委員会	ピーポ君の家について、地区パトロールについて、他
	14日	第5回(9月度)本部役員会	学習発表会、夢授業、
	21日	水鉄砲遊び	本校舎芝生で開催
10月	5日	第6回(10月度)本部役員会	おやこ川柳選考会、中学生駅伝大会 夢授業 防災キャンプ
	10日	10月度地区委員会	地区パトロール強化について、他
	12日	学習発表会	会場受付に協力
11月	2日	加住センターまつり	模擬店協力。くじ引きのブースを担当。
	9日	第7回(11月度)本部役員会	周年行事報告、防災キャンプの報告、小P連報告、門松作りについて、卒業生進路アンケートについて、他
		防災キャンプ	～10日まで、
	14日	11月度地区委員会	地区パトロール強化について、他
	22日	夢授業	卒業生でプロライダーの中島漱也選手の講演
12月	12日	12月度地区委員会	地区パトロール強化について、他
	14日	第8回(12月度)本部役員会	夢授業の内容共有について、次年度本部役員の選任及び事業計画について、新入生保護者説明会について、他
	21日	門松作り	門松作り
1月	9日	1月度地区委員会	役員及び新地区委員の紹介、役割説明、パトロール実施報告、他
	11日	第9回(1月度)本部役員会	次年度本部役員選考について、新入生保護者説明会について、夢授業の映像視聴について、他
	17日	おおるり展(八王子市立小・中・義務教育学校合同作品展)	エスフォルタアリーナにて会場受付に協力
	23日	学校保健委員会	
2月	6日	新入生保護者説明会	PTA組織と活動内容の説明
	8日	第10回(2月度)本部役員会	地区委員会の年間スケジュールについて、来年の事業案について、入学・卒業記念品について、会則改定について、他
	13日	2月度地区委員会	地区協議会について、次年度委員への引継ぎについて、他
3月	8日	第11回(3月度)本部役員会	夢授業の中学生へのフィードバックについて、中P連への加盟について、次期役員について、他
	13日	2月度地区委員会	地区協議会について、次年度委員への引継ぎについて、他
	19日	中学部卒業式	会長来賓として参加、記念品とメッセージを贈る
	20日	制服リサイクル	制服の寄付を募り昇降口に回収ボックスの設置
	24日	小学部卒業式	会長来賓として参加、記念品とメッセージを贈る

令和6年度(2024年度)加住小中学校地区委員会 活動報告

月	日	行 事 名	事 業 概 要
4月	11日	第1回 定例会	引き継ぎ資料提出、パトロール報告、ピーポくんの家について、他
5月	9日	第2回 定例会 LINE開催	パトロール報告、地区懇談会アンケートについて、他
6月	8日	地区懇談会アンケート	配信開始
	20日	地区懇談会アンケート	締切り
	13日	第3回 定例会 LINE開催	パトロール報告、地区懇談会アンケートについて、他
7月	6日	地区懇談会検討会	本部役員、地区委員、校長・副校長、宮下・丹木駐在所警察官、地域団体代表者等出席、アンケートにて出された課題の共有と解決策の検討、他
	11日	第4回 定例会 LINE開催	パトロール報告、地区懇談会検討会について、他
8月	8日	第5回 定例会 LINE開催	パトロール報告、他
9月	13日	第6回 定例会 LINE開催	パトロール報告、他
10月	10日	第7回 定例会 LINE開催	パトロール報告、他
11月	14日	第8回 定例会	パトロール報告、転入出の確認、後任選出について、地区協議会について、他
12月	7日	第9回 定例会 LINE開催	パトロール報告、他
1月	9日	第10回 定例会 LINE開催	パトロール報告、地区協議会について、他
2月	13日	第11回 定例会 LINE開催	パトロール報告、後任確認、他
3月	6日	第12回 定例会	新旧地区委員顔合わせ、パトロール報告、地区協議会について、引継ぎ資料について、他
	各地区ごと	地区協議会	登校班・連絡網・パトロール等について

第2号議案

令和6年度 加住小中学校PTA 一般会計決算

収入の部 (単位:円)

	項目	6年度予算	6年度収入	増▲減	摘要
1	PTA会費	360,000	367,500	7,500	年会費2,500円×(家庭117+職員30)
2	前年度繰越金	2,446,252	2,446,252	0	
3	特別会計		0	0	
4	雑収入		4,830	4,830	加住センター祭り 的あてゲーム売上金
5	その他	0	15,237	15,237	利息、令和5年度分返金、切手買取(渡部顧問)
	合計	2,806,252	① 2,833,819	27,567	

支出の部

	項目	6年度予算	6年度支出	増▲減	摘要
1	行事費	60,000	25,022	34,978	体育祭安協さん御礼及び飲み物・門松づくり御礼及び材料、特大賞状印刷代・バック代
2	消耗品費	30,000	0	30,000	事務用品、紙類
3	通信費	1,000	844	156	手数料、送料等
4	印刷費	40,000	23,760	16,240	印刷代・コピー機メンテナンス代
5	分担費	10,000	5,570	4,430	小P連・中P連分担金
6	慶弔費	20,000	0	20,000	祝金、香典等
7	保険金	40,000	24,860	15,340	保険料
8	防犯・防災関連費	5,000	0	5,000	防犯・防災対策等
9	入卒記念品費	89,500	59,741	29,759	小入23×352=8,101 小卒24×985=23,640(+繰越の図書券7枚)計31枚 中卒29×1,000=28,000(29,000-クーポン割引1,000)
10	部活動補助費	40,000	40,000	0	
11	諸活動費	80,000	5,380	74,620	制服リサイクル(クリーニング代金)PTA企画講演会、進路応援企画
12	予備費	2,390,752	0	2,390,752	予備費(引継期間中の手持ち予算)
	合計	2,806,252	② 184,977	2,621,275	

収入総額 ①	支出総額 ②	差引残高 ①-②
2,833,819	184,977	2,648,842

上記の通り収支報告致します。

令和 7年 4月 30日

PTA会長 小泉 祐三

PTA会計 緒方 知里

PTA会計 水田 哲子

PTA会計 前田 武彦

上記の収支報告につき、関係諸帳簿を監査した結果、すべて正確にして相違ない事を認めます。

令和 7年 4月 30日

PTA監事 田中 和充

PTA監事 池田 義則

第4号議案(1) 令和7年度 活動計画(案)について

令和7年度の活動計画について、以下のとおり決定する。

- (説明) ①子どもたちが自らの将来を考える一助とするため、進路講演会を企画します。
 ②アンケート方式で地区懇談会を実施し、同検討会で地域団体との意見交換を行います。

令和7年度(2025年度) 八王子市立加住小中学校PTA 活動計画(案)

日 程	行事名	本部役員	地区委員	小学部 保護者	中学部 保護者
5月10日	定期総会	全会員(保護者・教員)			
5月30日	体育祭準備	○		(ボランティア参加)	
5月31日	体育祭	○		○	○
6月中～下旬	地区懇談会(アンケート及び検討会)	○	○	○	(自由参加)
未定(7月頃)	青少対クリーンデー	○		○	○
7月13日	セーフティ教室	○		○	○
7～8月	サタデースクール	○			
7～8月	夏祭り訪問	○			
未定(10月頃)	夢授業	○		○	○
10月14日	学習発表会(中学部発表・合唱の部)	○			○
11月上旬	加住市民センターまつり	○		(ボランティア参加)	
11月中旬	青少対クリーンデー	○		○	○
11月18日	学習発表会(小・中学部展示の部)	○		○	
未定(11月頃)	防災キャンプ	○			
12月中旬	門松づくり	○			
1月下旬	おおり展	○			
2月6日	入学者説明会	○			
3月中旬	青少対クリーンデー	○		○	○
3月下旬	地区協議会	○	○	○	(自由参加)
通年(随時)	本部役員会	○			
通年(随時)	地区委員会	○	○		
通年(随時)	PTA(交通安全・防犯)パトロール	○		○	
通年(随時)	加住地区町自連パトロール	○			○
通年(随時)	加住地区住民協議会各部事業	○			
通年(随時)	制服リサイクル	○			○
通年(随時)	ベルマーク回収・整理作業	○		(ボランティア参加)	

※上記のほか、ホームページを活用した周知・啓発・広報活動など、必要に応じ随時活動する。

令和7年度(2025年度)加住小中学校地区委員会 活動計画(案)

月	行 事 名		事 業 概 要
4月	第1回 定例会		引き継ぎ資料提出、パトロール報告、ピーボくんの家について、他
5月	第2回 定例会	LINE開催	パトロール報告、地区懇談会アンケートについて、他
6月	地区懇談会アンケート		配信開始
	第3回 定例会	LINE開催	パトロール報告、地区懇談会アンケートについて、他
7月	地区懇談会検討会		本部役員、地区委員、校長・副校長、宮下・丹木駐在所警察官、地域団体代表者等出席、アンケートにて出された課題の共有と解決策の検討、他
	第4回 定例会	LINE開催	パトロール報告、地区懇談会検討会について、他
8月	第5回 定例会	LINE開催	パトロール報告、他
9月	第6回 定例会	LINE開催	パトロール報告、他
10月	第7回 定例会	LINE開催	パトロール報告、他
11月	第8回 定例会		パトロール報告、転入出の確認、後任選出について、地区協議会について、他
12月	第9回 定例会	LINE開催	パトロール報告、他
1月	第10回 定例会	LINE開催	パトロール報告、地区協議会について、他
2月	第11回 定例会	LINE開催	パトロール報告、後任確認、他
3月	第12回 定例会		新旧地区委員顔合わせ、パトロール報告、地区協議会について、引継ぎ資料について、他
	地区協議会		登校班・連絡網・パトロール等について

第5号議案

令和7年度 加住小中学校PTA 一般会計予算案

収入の部

(単位；円)

	項目	7年度予算	摘要
1	PTA会費	0	
2	前年度繰越金	2,648,842	
	合計	2,648,842	

支出の部

	項目	7年度予算	摘要
1	行事費	0	体育祭安協さん弁当御礼・飲み物、門松づくり御礼及び材料
2	消耗品費	0	事務用品、紙類
3	通信費	1,000	手数料等
4	印刷費	30,000	印刷代、コピー機返却代金
5	分担費	10,000	小中P連分担金
7	慶弔費	0	祝金、香典等
8	保険金	25,000	保険料
9	防犯・防災関連費	0	防犯・防災対策等
10	入卒記念品費	73,146	中学部卒24×@1,500=36,000 小学部入 146(前年度計上漏れ)
11	部活動補助費	0	
12	諸活動	0	PTA企画講演会、進路応援企画
14	予備費	2,493,342	
	合計	2,648,842	

総 則

第1章 名称及び事業所

第1条

本会は八王子市立加住小中学校PTA（以下、本会という。）と称し、事業所を東京都八王子市加住町1丁目191番地八王子市立加住小中学校（以下、本校という。）に置く。

第2章 目的及び方針

第2条

本会は、保護者と教職員とが協力して、児童・生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条

本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体・機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 自主独立のものであって他のいかなるものの支配統制、干渉を受けない。
- 4 本会は直接的に学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第3章 活 動

第4条

本会は、その目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 家庭と学校との関係を緊密にし、児童・生徒の教育について互いに理解し協力する。
- 2 児童・生徒の健全な成長と安全の確保に努める。
- 3 学校の教育的環境の整備充実を図る。
- 4 会員相互の研修と親睦を深めることに努める。
- 5 その他必要と認める活動を行う。

第4章 メンバー

第5条

本会は、会則第2章の目的及び方針に賛同し、本校に在学中の児童・生徒の保護者と同校正規教職員をメンバーとする。ただし校長はメンバー外とし、顧問として位置付ける。

第6条

本会は、メンバーの入退会等の手続きは特段行わない。

第7条

本会は、活動上の必要に応じ、メンバー名簿の編成とそれに伴う調査を実施する。

第8条

本会メンバーのうち、保護者は1家庭を1メンバーとし、教職員は1人を1メンバーとする。

第9条

本会メンバーは、その自由意思のもとに可能な範囲で本会の活動に参加する。

第5章 経費及び会計

第10条

本会の経費は、寄付金及びその他の収入（以下、寄付金等とする。）によって支弁される。

第11条

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条

寄付金は、メンバーなどの任意によるもののほか、本部役員会の決定により、本会で適宜募集することができる。なお、原則的にメンバーへの分担割当などは課さない。

第13条

寄付金の取り扱いに関しては細則に定める。

第6章 本 部 役 員

第14条 本会は、以下のように本部役員を置く。

	人数	選出対象
会 長	1名	保護者
副会長	6名以上	保護者3名以上（会長代理1名・地区担当2名以上）・副校長3名

第 6 号議案(2)

書 記	3 名以上	保護者 2 名以上・教職員 1 名以上
会 計	3 名以上	保護者 2 名以上・教職員 1 名以上

- 1 本部役員の任務は次のとおりとする。
- 2 会長は本会の会務を統括するとともに、総会及び役員会を招集する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会務を分担する。
- 4 副会長のうち 1 名を会長代理とし、会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代行する。
- 5 副会長のうち 2 名以上を地区担当とし、地区委員会の運営に当たる。
- 6 書記は庶務を行い、総会、本部役員会その他の集会における議事並びに本会の重要事項を記録し、保管する。
- 7 会計は金銭の収支をつかさどり、総会には、予算案及び会計監査を経た決算の報告をする。

第 15 条

本部役員の選出は次のとおりとする。

- 1 本部役員のうち保護者の中から選出すべきものは、本部役員会にて選考・推薦し、総会の承認を得る。
- 2 本部役員のうち教職員の中から選出すべきものは、学校にて選考・推薦し、会長の承認を得たのちに総会の承認を得る。

第 16 条

本部役員の任期は 2 か年とする。但し、再選を妨げず、補欠に就任したものの任期は、その在任期間とする。

第 7 章 監 事

第 17 条

本会は、以下のように監事を置く。

- 1 監事は保護者 1 名、教職員 1 名とする。
- 2 監事は会計を監査する。

第 18 条

監事の選出は次のとおりとする。

- 1 監事のうち保護者の中から選出すべきものは本部役員会にて選考・推薦し、総会の承認を得る。
- 2 監事のうち教職員の中から選出すべきものは学校にて選考・推薦し、会長の承認を得たのちに、総会の承認を得る。

第 19 条

監事の任期は 1 か年とする。但し、再選を妨げず、補欠に就任したものの任期は、その在任期間とする。

第 8 章 顧 問

第 20 条

本会に顧問を置く。顧問は重要な事項につき会長の諮問に応ずる。また、会議に出席して報告や意見を述べることもできる。

- 1 校長は、学校運営の立場から顧問として会議に出席し、報告や意見を述べるができる。
- 2 加住地区内における次の役職にある者を、本会の顧問として推戴することができる。
 - 本校学校運営協議会会長
 - 青少年対策加住地区委員会会長
 - 加住地区町会・自治会連合会会長
 - 加住地区住民協議会会長
 - 本会歴代会長（3 代前まで）

第 9 章 委 員

第 21 条

本会は、会則第 3 章に基づき活動する地区委員及び特別委員を置く。

第 22 条

委員の任務は以下のように定める。

- 1 地区委員は、本会の常置委員として、地区活動の推進をする。
- 2 特別委員は、本会の非常置委員として、必要に応じ設置し、設置理由に応じた活動を推進する。

第 23 条

委員の定数及び選出については、以下のように定める。

第 6 号議案(3)

- 1 地区には、地区委員 1 名以上を置く。
- 2 地区委員は、本会メンバーから、各地区内の互選により選出する。
- 3 特別委員は、本会メンバーから互選により必要な人数を選出する。
委員の任期は 1 か年以内とする。但し、再選を妨げず、補欠に就任したものの任期は、その在任期間とする。

第 24 条

第 10 章 会 議

第 25 条

本会における会議は以下のとおりとする。

- 1 総会（定期総会・臨時総会）
- 2 本部役員会
- 3 委員会

第 11 章 総会・臨時総会

第 26 条

総会は、全メンバーをもって構成する本会の最高議決機関である。

第 27 条

総会は、定例総会及び臨時総会とする。

第 28 条

定期総会は毎年 1 回年度初めに開催し、以下の事項について提案・審議・承認を行う。

- 前年度の活動報告
- 前年度の決算報告
- 新年度の活動計画
- 新年度予算案
- 役員の承認
- 会則の改正
- その他必要な事項の審議

第 29 条

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、本部役員会から半数以上の要請があった場合に、会長が招集し、開催することができる。

第 30 条

総会・臨時総会は、全メンバーの過半数をもって成立する（委任状も含む）。

第 31 条

総会・臨時総会における議事は、出席（委任状も含む）メンバーの過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第 32 条

総会の審議原案については、総会の 2 日前までに、全メンバーに通知しなければならない。

第 33 条

総会の議長は、出席メンバーの中から選出する。

第 12 章 本部役員会

第 34 条

本部役員会は、本部役員で構成し、総会より付託されたことを協議し、会議・渉外等の連絡調整を円滑にするために、必要に応じ会長が招集する。

第 35 条

本部役員会では、次の事項について検討・審議し、総会に提出する。

- 各委員会等より提出された諸計画の総合調整
- 年間収支・予算案の作成
- 総会の議案の作成及び運営
- 細則等の制定及び改廃
- 臨時総会の開催要請
- その他必要事項の企画・運営・対応等

第 36 条

本部役員会は、前条の定めるもののほか、緊急を要する事柄について、総会に代わって決定することができる。ただし、次の総会で報告しなければならない。

第6号議案(4)

第37条

本部役員会では、次の事項について検討・調整・決定する。

○定期総会等について（3～5月）

○体育祭・地区懇談会等について（5～6月）

○加住市民センター祭り・次期役員選考・学習発表会・門松づくり等について（9～1月）

○新入生説明会・本部役員及び委員の引き継ぎ等について（1～3月）

○その他諸活動の企画・運営・対応等について

第13章 委員会

第38条

本会の委員は、地区委員会、特別委員会のいずれかの委員会に分属して、その事業を分担する。その構成は、以下のように定める。

1 地区委員会は、地区担当の副会長と各地区で選出された地区委員をもって構成する。

2 特別委員会は、特別委員をもって構成する。

第39条

委員会は、以下のように活動方針を定めて活動する。

1 各委員会は、年間活動計画を立案し、本部役員会の承認を得て、自主的な活動を行う。

2 その他、各委員会にふさわしい事業・研修等を行う。

第40条

地区委員会及び特別委員会に、委員長（1名）、副委員長（2名以内）からなる三役を置く。その構成と選出は以下のように定める。

1 地区委員会の三役は地区担当の副会長で構成し、その互選により選出する。

2 特別委員会の三役は特別委員の互選により選出する。

第14章 会計監査

第41条

会則第17条2項に従い、会計監査は監事が行う。

第42条

監事は年度の会計を監査し、総会において監査の結果を報告する。

第15章 設立年月日

第43条

本会の設立年月日は平成22年4月2日とする。

付 則

第1条

本会則施行に関し必要な細則は、会則に反しない限りにおいて、本部役員会によりこれを定める。

第2条

本会則は総会の承認を受けなければ変更することはできない。

第3条

本会則は平成29年3月4日より施行する。

第4条

本会則は令和2年4月1日より施行する。

第5条

本会則は令和2年6月30日より施行する。

第6条

本会則は令和4年5月14日より施行する。

第7条

本会則は令和5年5月13日より施行する。

第8条

本会則は令和6年5月11日より施行する。

第9条

本会則は令和7年5月10日より施行する。

第1章 PTA寄付金の取り扱い

- 第1条 加住小中学校PTA会則第13条に基づき、本規定を設ける。
- 第2条 寄付金は、メンバーなどの任意によるもののほか、本部役員会の決定により、適宜募集することができる。なお、原則的にメンバーへの分担割当などは課さない。
- 第3条 募集に応じて寄せられた寄付金は、即時に本会の収入とし、原則的に返金には応じない。

第2章 他団体への出向派遣

- 第4条 本規定は、他団体から本会への出向依頼があった場合に、合理性を担保し、かつ円滑に出向派遣を行うことを目的とする。
- 第5条 出向派遣は、加住小中学校PTA会則第2条の目的、第3条の方針、第4条の活動を鑑み、真に必要性があると判断された場合にのみ行う。
- 第6条 他団体から本会に出向依頼が到来した場合は、依頼目的や当該団体及び主たる活動者の活動実績等を書面で徴し、本部役員会においてこれを審査する。
- 第7条 出向派遣の可否及び出向者の決定は、本部役員会において審議・決定する。
- 第8条 以下の団体からの出向依頼については、第6条の審査を省略することができる。
- 1 八王子市及び八王子市教育委員会（加住小中学校及び加住小中学校学校運営協議会を含む）
 - 2 加住地区三団体（加住地区住民協議会、加住地区町会・自治会連合会、滝山城跡文化協会）
 - 3 本会加入組織（八王子市立小学校PTA連合会及び八王子市立中学校PTA連合会）
- 第9条 出向者は定例役員会において、出向先における従事内容等の状況を随時報告するものとする。

付 則

- 第1条 本細則の改廃は、本部役員会の審議により行う。
- 第2条 本細則は平成29年3月4日より施行する。

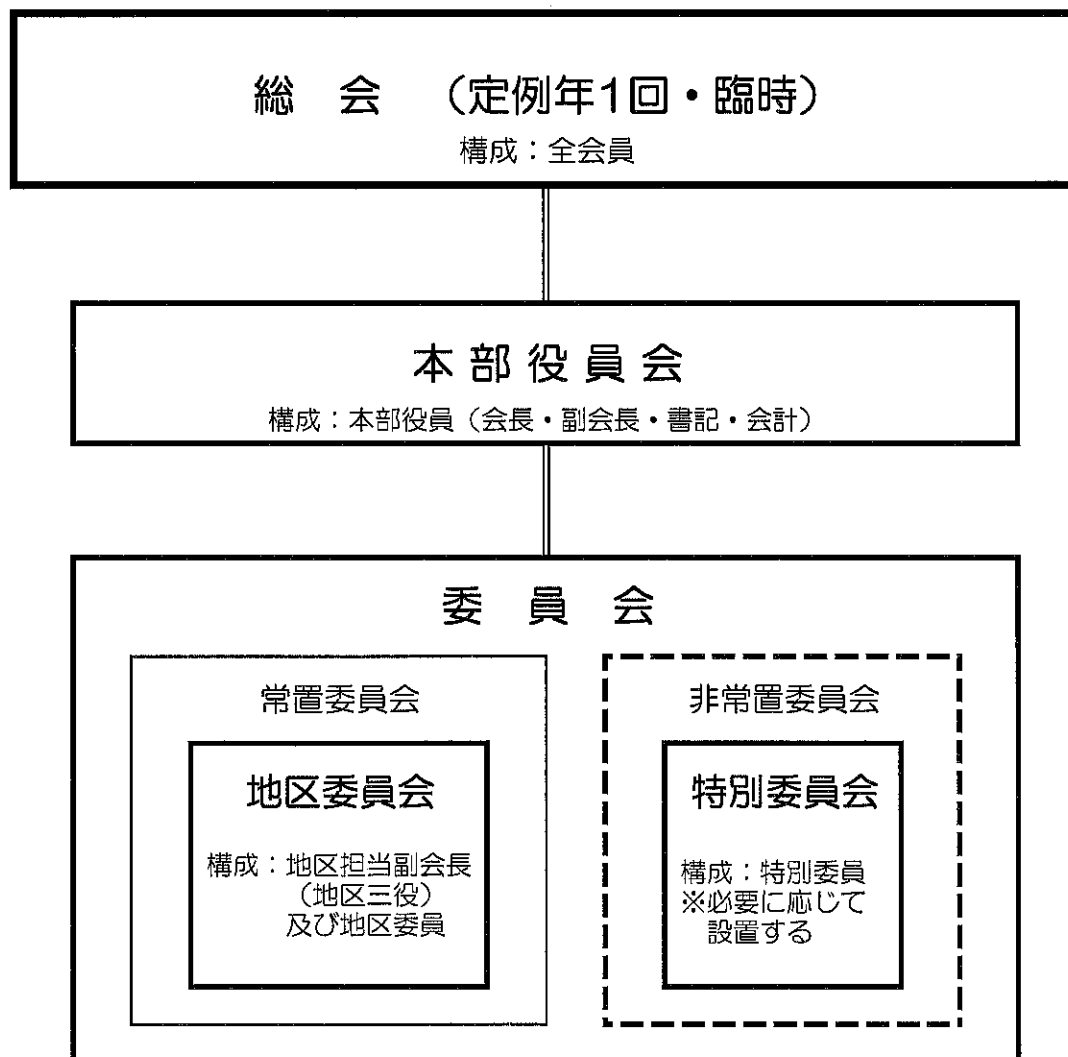
平成29年3月制定
令和2年6月改定
令和7年4月改定

平成29年5月改定
令和4年6月改定

令和元年5月改定
令和5年4月改定

令和2年4月改定
令和6年4月改定

加住小中学校PTA運営組織図



※校長は非会員とし、顧問として位置付ける